平成２９年（フ）第２２４９号
大阪府茨木市山手台２丁目５番10―405号
債務者　中村美千代
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２５４号
大阪市住吉区山之内４丁目５番９―505号
債務者　上田　浩平
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６号
岡山県津山市河辺723番地　県営住宅２―208、前住所岡山県津山市林田177番地６
債務者　川上満理子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第８４号
高知市高須２丁目13番10号　ボンジュール宗円403
債務者　西村佐代子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９６号
高知市朝倉本町２丁目７番15号
債務者　深田ゆきえ
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１０号
高知県土佐郡土佐町田井1569番地１
債務者　和田　哲雄
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２３号
高知市愛宕町２丁目19番10号　野村ビル203号
債務者　大﨑　年美
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４３号
北海道帯広市西14条南３丁目４番地18
債務者　小山　雄太
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
北海道帯広市西13条北５丁目１番地63
債務者　高舘　義人
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
北海道帯広市西15条南37丁目１番24号　サウスロード923―205号
債務者　星　　岳人
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
盛岡市前九年３丁目16番７号　こよしコーポ202号
債務者　三澤　雄太
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１５号
山形県鶴岡市末広町８番４号　ダイヤ荘１号
債務者　三浦　幸美
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第３６号
福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字村中乙2110番地１、前住所福島県郡山市富田町字権現林18番地　安斉アパートＢ―１―５号
債務者　一ノ瀬美由紀
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
群馬県太田市龍舞町5253番地　ローズパークⅠ―101号
債務者　松島　健太
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第２３号
新潟県阿賀野市緑岡65番地10
債務者　田村　京子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２４号
新潟県阿賀野市緑岡65番地10
債務者　田村　哲也
1　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３９号
山口県山陽小野田市大字西高泊1218番地１（エゼ西高泊203号）
債務者　定岡　卓志
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
山口地方裁判所宇部支部